

平成 22 年度

監査報告書 V

(行政監査)

飯田市監査委員

平成 23 年 3 月 3 日

飯 田 市 長 牧 野 光 朗 様

飯 田 市 議 会 長 中 島 武 津 雄 様

飯 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 正 佳 様

飯 田 市 監 査 委 員 林 栄 一

飯 田 市 監 査 委 員 中 島 善 吉

飯 田 市 監 査 委 員 上 澤 義 一

監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、または参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

記

行政監査のテーマ

公の施設の指定管理者制度の運用について

第1 監査のテーマ

公の施設の指定管理者制度の運用について

第2 監査の目的

平成15年9月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、従来の公共的団体や市の出資法人のほかに新たに民間事業者等も公の施設の管理ができるようになった。

飯田市でも平成16年度から一部の公の施設で指定管理者制度を採用し、平成22年4月1日現在では、15の所管部署の71ヶ所の施設において指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度については、地方自治法の規定のほかに条例・規則等により指定管理にかかる事務処理等について定められているが、平成21年度の財政援助団体等監査において、指定管理者制度の運用の基本となる協定書や事業報告書の作成が適正になされていないケースを確認し、指摘したところである。

今回の監査においては、第一段階として、指定管理者の選定並びに協定書及び事業報告書等の作成が例規等の規定どおりなされているか、といった形式的な部分を主眼に、指定管理者制度が適切に運用されているかを、制度を適用している全ての施設を対象に監査を行う。

次に、第二段階として、民間活力の導入による効果が見込まれるような仕様になっているか、所管部署による指導監督は行われているか、制度導入により飯田市指定管理者制度ガイドライン（平成21年3月。以下「ガイドライン」という。）に示す所期の目的に沿った効果が出ているか、といった実質的な部分を主眼に、第一段階の結果を踏まえて監査を行う。

第3 監査の期間

平成22年10月6日から平成23年3月2日まで

第4 監査の対象

平成22年4月1日現在において、指定管理者制度を導入している公の施設

第5 監査の方法

1 指定管理者制度を導入している公の施設の状況を把握するために、該当する施設の主管部署等から次の事項について調書を提出させた。また、協定書、事業報告書及び評価表の写しを提出させ、調書の内容を確認した。

- (1) 公の施設の状況について、施設の種別、施設の建築年、施設の構造、建物棟数、指定管理者制度導入前の管理形態
- (2) 指定管理者制度の導入時の状況について、地域協議会の意見聴取・回答日、議会の議決の日
- (3) 導入後最初の指定期間の状況について、公募・非公募の別、指定期間（始期・終期）、指定管理者、指定管理者の種別、出資金等の有無、指定管理者選定委員会の開催日、地域協議会の意見聴取・回答日、選定理由の公表日、議会の議決の日、協定書の締結日、年度協定又は仕様書の有無
- (4) 2回目の指定期間の状況について、(3)に同じ
- (5) 支出の状況について、利用料金制採用の有無、指定管理料の額、指定管理料以外の支出の有無
- (6) 協定書の内容について、修繕の費用負担、個人情報保護、第三者損害賠償、損害賠償保険加入、備品管理規定の状況
- (7) 事業報告・評価・公表について、事業報告以外の報告等、評価の実施、評価結果の公表及

び公表の方法の状況、事務事業実績評価表の事業番号

- 2 指定管理料の支出のある施設についてはその積算資料の写し、指定管理料以外の支出がある施設についてはその内容と支出額の調書を提出させ、市の支出状況を把握した。
- 3 前記の調査の内容を踏まえて、次のとおり面接調査の対象を選定し、指定管理者制度運用の状況について聴取した。

面接日	課等名	面接対象者
平成 23 年 1 月 18 日（火）	保健福祉部介護高齢課	課長、係長
	産業経済部産業振興支援課	課長、係長
	建設部土木課	課長、係長
	教育委員会 生涯学習・スポーツ課 〃 美術博物館	課長、係長 副館長、係長
	企画部企画課	課長(注)、係長、担当主事

(注) 面接日時に課長不在のため企画部長より聴取した。

第6 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

- 1 指定管理者の選定方法は、法令・例規等に沿って適正になされているか。
- 2 協定書は、法令・例規等に沿って適正に作成されているか。個別に協定すべきことに漏れはないか。また、経費の負担区分等は明確化されているか。
- 3 事業報告書等は、例規・協定書等に沿って作成・提出されているか。また、評価と公表は行われているか。
- 4 指定管理者制度を導入したことによる効果の把握を行い、適切な指導監督が行われているか。

第7 監査の結果

1 指定管理者制度導入の概要について

- (1) 指定管理者制度を導入している公の施設の現況は、次のとおりであった。

ア 平成 22 年 4 月 1 日現在、飯田市において指定管理者制度を導入している公の施設は、71 施設であった。その内訳は、集会施設 19、産業振興施設 18、介護保険施設 12、文教施設 11、社会福祉施設 6、レクリエーション・スポーツ施設 4、基盤施設（公園）1 となっており、管理委託制度から移行したものが 39、市直営から移行したものが 29、施設の新設と同時に導入したものが 3 となっている。

イ 指定管理者の種別の内訳は、地縁による団体 40、公共的団体 18、社団・財団法人 7、株式会社 4、NPO 法人及びその他の団体が各 1 であり、公募による選定が 2 ある以外は、非公募での選定となっている。また、2 回目の指定期間に入っている施設は 32 施設あるが、全ての施設において 1 回目の指定期間と同じ団体が非公募で選定されている。

指定期間は、1 回目の指定期間は、3 年が 22、4 年が 6、5 年が 40、7 年が 1、10 年が 2 となっている。2 回目の指定期間については、3 年が 2、5 年が 29、10 年が 1 となっており、うち 14 施設が 1 回目と同期間であったが、18 施設は 1 回目より長期の指定期間となっている。

ウ 指定管理者制度導入施設の築後経過年数は、10 年以内が 11、15 年以内が 23、20 年以内が 17、25 年以内が 12、30 年以内が 1、30 年を超えるものが 3 である。（施設自体の保存目的もある大平宿原体験施設、山本都市農村交流促進施設、旧小笠原家書院・小笠原資料館、北田遺跡公園は除く。）

- (2) 指定管理者制度導入や指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会の開催、地域

協議会への意見聴取、選定理由の公表、議会の議決等を行うよう法令、例規及びガイドラインにおいて定められているが、おおむね適切に行われていた。

2 協定書について

(1) 飯田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）及びガイドラインにおいて協定書に記載することとされている事項で、協定書に明確な記載のないものがあった。

ア 規則第7条第1号に規定する指定管理者が負担を行う管理に要する経費（以下「管理経費」という。）の範囲について、明確な記載のないものが71施設のうち17施設あり、うち9施設は指定管理料の支払いがあった。

また、管理経費のうち施設の修繕費について、71施設のうち25施設が協議対応としているが、建築後相当年数が経過している施設については必然的に修繕の必要が高まってきており、施設管理上必要となる修繕の対象や金額（1件当たり又は年額など）により市と指定管理者の負担区分を予め明確にしておくことが望ましいので検討されたい。

監査委員の行った調査において、指定管理料以外の指定管理者に対する支出について回答を求めたところ、71施設のうち11施設において、本来、指定管理料に含まれるべきと思われる光熱水費や消耗品等の管理経費を市が直接負担していた。管理経費の積算は、指定管理者制度の導入の基本であり、導入による経費の節減効果の検証にも繋がるものもあるので、制度の趣旨に沿った指定管理料のあり方について検討されたい。

イ 規則第7条第3号に規定する公の施設に配置しなければならない従事者の職、職務の内容及び人数について、71施設のうち34施設において記載がされていなかった。うち12施設については他の法令等により基準が定められてはいたが、施設の運営上必要な人数が確保されているかを確認する意味で、全ての施設において協定書にも明記するよう検討されたい。

ウ 規則第7条第4号に規定する指定管理者に管理を行わせる設置者所有の備品の内訳及び数量について、対象となる備品がなく規定の必要のない20施設を除いた51施設のうち33施設において記載がされていなかった。なお、うち9施設については事業報告があり、実質的には管理はされていた。

エ ガイドラインに規定する個人情報保護規定の整備義務について、71施設のうち10施設において規定されていなかった。なお、うち6施設については、個人情報の保管状況について事業報告があり、実質的には管理はされていた。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合について、指定管理者の損害賠償義務のほか、国家賠償法の規定により市が損害を受けた第三者に対して賠償をした場合の指定管理者に対する求償権について規定していたものが71施設のうち27施設、指定管理者の損害賠償義務についてのみ規定していたものが24施設、損害賠償に係る規定がないものが20施設あった。また、指定管理者に損害賠償義務が生じた場合に指定管理者の賠償能力を補完するための損害賠償保険の加入について規定していたものは、71施設中22施設であった。施設設置者と指定管理者の責任の範囲を明確にした上で、指定管理者の賠償義務や市の求償権についても協定書に明確にしておくことが望ましいので検討されたい。

指定管理者制度による施設の管理運営を行うに当たっては、指定管理に必要な事項に関し、協定を結ぶこととされている。協定では、どのような範囲のどのような内容の管理を行うかという業務内容について、それぞれの施設の状況に応じて明確に規定することが必要になるが、条例、規則及びガイドラインで求めている必要最小限の事項についても記載されていないものがあった。管理委託制度からの移行が多いことも原因の一つと考えられるが、公募という形での市場原理の

導入が制度の基本であるので、基本協定書と年度協定書のほか、仕様書において業務内容を明確にしておくことが必要と考える。

【措置状況】 指定管理者制度を導入した公の施設を所管する主管課に、文書にて施設の適切な管理運営のため「指定管理者制度ガイドライン」の確認と適切な対応を依頼しました。(企画部企画課)

3 事業報告について

- (1) 条例第7条で定める事業報告について、平成22年4月の指定管理者制度導入後1年を経過していないため事業報告の対象でない6施設を除いた65施設のうち、期限内(毎年度終了後2月以内)に提出されていなかったものが6施設、監査委員の行った調査時点(平成22年12月末)で未提出であったものが7施設あった。
- (2) 条例又は規則において事業報告書に記載することとされている事項について、提出された事業報告書に記載のないものがあった。
- ア 条例第7条第1号に規定する管理業務の実施状況及び利用状況について、提出済みの58施設のうち、9施設において記載がされていなかった。
- イ 条例第7条第2号及び3号に規定する料金の収入の実績及び管理経費の収支状況について、提出済みの58施設のうち、2施設において記載がされていなかった。
- ウ 規則第9条第1号に規定する施設等の管理の状況について、提出済みの58施設のうち、30施設において記載がされていなかった。
- なお、指定管理者が管理すべき施設、設備については協定書において明確な規定をすることなく報告を求めているものがあったので、その対象と範囲について明確にすることを検討されたい。
- エ 規則第9条第2号に規定する個人情報の保管の状況について、提出済みの58施設のうち、42施設において記載がされていなかった。
- (3) 指定管理者である法人組織の決算書類等を事業報告書として準用しているもので、法人の行う他の事業との区分や会計年度の違いなど、事業報告に必要な事項が記載され、指定管理の状況が把握できるものとなっているとはいえないものがあった。

ガイドラインに示す指定管理者制度の導入による住民サービスの向上と経費の節減を図るために、指定管理の状況を的確に把握するに足る事業報告がなされることが必要である。今回の監査において提出された事業報告書の写しを見る範囲内では、条例及び規則で規定する必要最小限の事項についても十分な報告が行われているといいがたい状況にあった。また、事業報告の未提出はもとより、主管課等が不十分な報告書のまま受理していることは、事業報告書に対する内容確認が行われず、形だけのものになっていることを示しているといえる。指定管理の状況を把握するためには、各施設の実情に応じた事業報告を求めるほか、条例第8条に規定する業務報告の聴取等を行うことが必要と考える。

【措置状況】 指定管理者制度を導入した公の施設を所管する主管課に、文書にて集会施設を除く指定管理者制度導入施設を対象に、事業報告書の期限内提出の徹底について指定管理者制度ガイドラインに基く適切な対応を依頼しました。(企画部企画課)

4 評価と公表について

- (1) ガイドラインに定める毎年度終了後の評価について、平成22年4月の指定管理者制度導入後1年を経過していないため評価と公表の対象でない6施設を除いた65施設のうち15施設にお

いて、評価表の作成がされていなかった。

- (2) 評価表が作成されていた 50 施設のうち、13 施設が公告、3 施設がウェブサイトで評価結果を公表していたが、34 施設は公表をしていなかった。
- (3) 評価表が作成されていた 50 施設の評価表の記載事項のうち、利用状況については 27 施設、収支の状況については、29 施設が良好等の抽象的な表現で記載され、定量的に把握できるにもかかわらず、数値による記載がされていなかった。
- (4) 統一的に評価表の様式は定められていたが、評価対象年度、評価年月日、評価者の記載がされておらず、公表に適したものとなっていた。

事業報告と同様に、住民サービスの向上と経費の節減を図るために、年度毎の事業報告を受けるだけではなく、必要に応じて月次又は四半期毎などに指定管理の状況を検証し、評価を行うことによって指導監督をしていくことが重要である。

監査委員の行った調査において、管理状況を把握するために、事業報告以外の調査や報告を求めていると回答のあった施設は、71 施設中 9 施設のみであった。評価を行っていないものは論外であるが、評価表には事業報告だけでは評価が困難と思われる項目があり、形だけの評価になっているおそれがある。

また、多くが非公募で指定管理者を選定している現状においては、指定管理者の管理状況についての評価だけでなく、指定管理者制度導入の成果についても評価を行うことが必要と思われる。そのためには、主管課等による評価だけではなく、評価の客観性、透明性などの観点から第三者による評価の実施の必要性についても検討し、評価結果を公表することにより市民に対する説明責任を果たしていくことが重要と考える。

【措置状況】 指定管理者制度を導入した公の施設を所管する主管課に、文書にて集会施設を除く指定管理者制度導入施設を対象に、指定管理者による管理状況の検証の実施、指定管理者の管理、運営の評価と公表の実施など、指定管理者制度ガイドラインに基く適切な対応を依頼しました。

(企画部企画課)

5 その他

- (1) 協定書に記載されている内容が、条例又は規則の条項と整合性のとれていないものがあった。
 - ア 協定書に記載されている開館時間及び休館日が、設置条例の規定と異なっているものがあった。(飯田市障害者生活ケアセンター協定書第 4 条)
 - イ 協定書に記載されている設置条例の引用条項が、設置条例の条項と異なっているものがあった。(コミュニティ防災センター協定書第 6 条及び第 11 条、飯田市多世代交流プラザ協定書第 11 条、飯田市農村青少年集会施設協定書第 11 条)
 - ウ 年度協定書に記載されている基本協定書の引用条項が、基本協定書の条項と異なっているものがあった。(飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流施設及び飯田市南信濃温泉交流施設の管理に関する年度協定書、飯田市南信濃森林林業情報発信施設の管理運営に関する年度協定書)
- (2) 条例又は規則の規定に整合性のとれていないものがあった。
 - ア 飯田市コミュニティ防災センター条例施行規則について、第 3 条ないし第 10 条において指定管理者についての準用規定がないほか、第 5 条ないし第 10 条において引用する飯田市コミュニティ防災センター条例の条項が異なっていた。
 - イ 飯田市虎岩交流センターの設置及び管理に関する条例第 6 条第 6 号のイについて、相当する条項が規定されていなかった。

- (3) 条例及び協定書に規定のない冬季休業を行っているものがあった。(上村山村文化資源保存伝習施設、南信濃民芸等関係施設)
- (4) 休業中、経営再建中といった事業報告がされ、協定に定められた管理運営業務が不履行となっていると思われるものがあった。(南信濃南和田特産物等販売施設、南信濃木沢特産物等販売施設)
- (5) 事業報告を受けることなく評価を実施していたものがあった。(南信濃広場等利用施設、南信濃八重河内特産物加工施設、南和田特産物加工施設)
- (6) 基本協定書のひな型について、施行規則第7条で規定すべきこととされているものが記載されていないなど、ひな型として適していない部分があった。

6 まとめ

平成16年度に初めて飯田市の公の施設において指定管理者制度が導入されてから6年が経過し、2回目の指定期間に入っている公の施設が71施設中32施設と半数近くになった。

1回目の選定では、非公募による選定が71施設中69施設を占め、2回目の選定では例外なく1回目と同じ団体が非公募で選定されている状況の中、今回の監査では、指定管理者制度の導入のねらいである「住民サービスの向上」と「経費の節減」を実現するための管理監督が十分に行われているかという着眼点を中心に実施した。

飯田市の行財政改革大綱（平成19年4月1日飯田市訓令第17号）においては「市有施設については、常に市民の便益を図りつつ、その効率的な運営のため、民営化、指定管理者制度の導入をすすめるとともに、適正な受益者負担を検討する。」として、指定管理者制度の導入が進められてきているが、二つの目的を達成するために導入後に行われるべき管理状況の把握、検証・評価、指導監督といった部分が、十分に機能しているとはいがたい状況が今回の監査で明らかになった。

個々の施設を見ても、子どもの森公園や動物園のように、利用者数などから制度導入の効果が伺われる施設がある一方で、集会施設のようにそもそも制度の趣旨になじむのか疑問がある施設もある。

制度導入の効果測定については、事務手間などの人件費を含む経費やサービス水準などの評価も必要であり、事務事業評価による管理がされて然るべきと思われる。監査委員の調査においては、事務事業進行管理表による管理をしていないと回答している施設が、71施設のうち39施設を占める等、把握が十分であるとはいえない状況が明らかになり、導入効果測定に疑問が残った。

また、施設を所管する部署は市の組織の多岐にわたっているが、導入や指定に当たって指定管理者選定委員会事務局である企画課によるガイドライン等の説明があるものの、選定、協定書、事業報告、評価、公表といった管理等は施設の主管課等がそれぞれ行っており、制度に関するノウハウが全庁的に蓄積や共有されることもなく、集中的に管理している部署もない状況にある。

制度が効果的に運用されるよう、導入する施設の範囲、指定管理者の選定、管理にかかる経費の積算、協定書の内容、事業報告書の内容、管理状況の検証、評価の内容及び公表など、制度の導入目的を実現するための手続き等を確実に行うための体制を確立することが必要である。

指定管理者制度の導入は、市有施設に関する行財政改革のゴールではない。よりよい住民サービスの向上と効率的な運営のためには、主管部署において常に検証と見直しがされることが必要である。また、制度導入の効果について第三者的な評価も重要であるので、全庁的に継続して検証できる体制を整備する必要があると考える。

第8 監査の概要

1 指定管理者制度導入の概要について

(1)-ア 指定管理者制度導入施設一覧 (71 施設)

部	主管課	公の施設	施設の種別	指定管理者
総務部	地域づくり・庶務課	飯田市虎岩交流センター	集会施設	飯田市虎岩区
		飯田市法山地域振興センター	集会施設	法全寺区
		飯田市箱川郷づくり研修センター	集会施設	箱川区
保健福祉部	福祉課	飯田市福祉会館	社会福祉施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市障害者生活ケアセンター	社会福祉施設	社会福祉法人悠水会
		飯田市南信濃福祉研修センター	社会福祉施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市南信濃障害者等活動支援センター	社会福祉施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
	介護高齢課	飯田市多世代交流プラザ	集会施設	下黒田南自治会
		飯田市かなえデイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人萱垣会
		飯田市上郷デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市いいたデイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市北部デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市竜東デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市かわじデイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人ゆいの里
		飯田市西部デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人綿半野原積善会
		飯田市中部デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人悠水会
		飯田市南信濃デイサービスセンター	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		飯田市南信濃高齢者共同住宅	社会福祉施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
	保健課	特別養護老人ホーム飯田荘	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		特別養護老人ホーム第二飯田荘	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
		特別養護老人ホーム遠山荘	介護保険施設	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
産業経済部	産業振興支援課	飯田市健康増進施設	レク・スポ施設	株式会社飯田健康温泉
		飯田市休日夜間急患診療所	社会福祉施設	社団法人長野県地域包括医療協議会支部飯伊地区包括医療協議会
	農業課	飯田市桐林勤労者福祉センター	レク・スポ施設	財団法人飯田勤労者共済会
	商業・市街地活性課	飯田市農村青少年集会施設	集会施設	大瀬木大東組合
建設部	観光課	飯田市21世紀環境共生型モデル住宅	産業振興施設	株式会社飯田まちづくりカンパニー
		飯田市大平宿生活原体験施設	文教施設	特定非営利活動法人大平宿のこす会
		飯田市保健休養施設	レク・スポ施設	飯田観光協会
		飯田市山本都市農村交流促進施設	文教施設	山本地域づくり委員会
	土木課	飯田市立動物園	文教施設	環境文化教育機構株式会社
		平成記念飯田子どもの森公園	基盤施設	環境文化教育機構株式会社
上村自治振興センター		飯田市上村若者センター(喫茶かみ)	産業振興施設	喫茶かみグループ
		飯田市上村簡易宿泊施設高原ロッジ下栗	産業振興施設	下栗里の会
		飯田市上村農家生活改善施設	集会施設	上ノ平農事組合
		飯田市上村農産物直売施設上村特産品直売所	産業振興施設	かみむら特産品直売所
		飯田市上村農産物直売施設はんば亭	産業振興施設	はんば亭グループ
		飯田市上村農産物直売施設村の茶屋	産業振興施設	村の茶屋グループ
		上村農産物加工施設 (付帯施設:農業生産物貯蔵施設)	産業振興施設	上村農産物加工組合
		飯田市南信濃簡易宿泊施設(やまめ荘)	産業振興施設	青崩会
南信濃自治振興センター		飯田市南信濃広場等利用施設	産業振興施設	青崩会

南信濃自治振興センター	飯田市南信濃南和田特産物等販売施設(滝見の館)	産業振興施設	天満ふれあい協議会	
	飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	産業振興施設	梨元管理組合	
	飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び飯田市南信濃温泉交流施設(かぐらの湯)	産業振興施設	財団法人飯田市南信濃振興公社	
	飯田市南信濃森林林業情報発信施設(アンバマイ館)	産業振興施設	財団法人飯田市南信濃振興公社	
	飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	レク・スポ施設	財団法人飯田市南信濃振興公社	
	飯田市南信濃野外体験学習施設	文教施設	天仁の杜体験企画	
	飯田市南信濃和田特産物加工施設	産業振興施設	加工組合かたぐり	
	飯田市南信濃夜川瀬特産物加工施設(お茶の子菜菜)	産業振興施設	みなみ信州農業協同組合	
	飯田市南信濃陶芸館	産業振興施設	財団法人飯田市南信濃振興公社	
	飯田市南信濃押出コミュニティセンター	集会施設	飯田市南信濃和田押出自治会	
	南信濃八重河内特産物加工施設	産業振興施設	青崩会	
	南信濃南和田特産物加工施設	産業振興施設	天満ふれあい協議会	
危機管理・交通安全対策室	飯田市中村コミュニティ消防センター	集会施設	中村区協議会	
	飯田市下黒田東コミュニティ消防センター	集会施設	下黒田東自治会	
	飯田市北方コミュニティ消防センター	集会施設	北方区	
	飯田市寺所コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市松尾寺所区	
	飯田市清水コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市松尾清水区	
	飯田市毛賀コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市毛賀区	
	飯田市新井コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市松尾新井区	
	飯田市東平コミュニティ消防センター	集会施設	東平	
	飯田市水城コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市松尾水城区	
	飯田市龍江四区コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市龍江四区	
	飯田市下虎岩コミュニティ消防センター	集会施設	飯田市下久堅地区下虎岩区	
教育委員会	飯田市明コミュニティ防災センター	集会施設	松尾明区	
	生涯学習・スポーツ課	飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館 飯田市北田遺跡公園	文教施設 文教施設	三穂まちづくり委員会 上久堅地区まちづくり委員会
	文化会館	飯田市今田人形の館 飯田市黒田人形淨瑠璃伝承館	文教施設 文教施設	今田人形の館運営委員会 黒田人形保存会
	美術博物館	上村まつり伝承館「天伯」	文教施設	上町活性化委員会
		上村山村ふるさと保存館「ねぎや」	文教施設	上町活性化委員会
		飯田市南信濃民芸等関係施設	文教施設	財団法人飯田市南信濃振興公社

施設の種別の指定管理者制度導入の状況

区分	総務部	保健福祉部	産業経済部	建設部	上村自振セ	南信濃自振セ	危機管理室	教育委員会	総計
集会施設	3	1	1		1	1	12		19
産業振興施設			1		6	11			18
介護保険施設		12							12
文教施設			2	1		1		7	11
社会福祉施設		6							6
レク・スポ施設		1	2			1			4
基盤施設（公園）				1					1
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(注) 上村自治振興センターは「上村自振セ」、南信濃自地振興センターは「南信濃自振セ」、危機管理・交通安全対策室は「危機管理室」と略する。以下同じ。

指定管理制度導入前の管理形態の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
委託管理	2	16	4	2			12	3	39
市直営		4			7	14		4	29
新設施設	1		2						3
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(1)-イ 指定管理者の種別の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
地縁による団体	3	1	2		7	9	12	6	40
公共的団体		17				1			18
社団・財団法人		1	1			4		1	7
株式会社		1	1	2					4
NPO法人			1						1
その他団体			1						1
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

指定管理者の募集の状況（1回目）

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
公募			2						2
非公募	3	20	4	2	7	14	12	7	69
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

指定管理者の募集の状況（2回目）

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
公募									
非公募	1	16	3			11		1	32
総計	1	16	3			11		1	32

(注) 39 施設は1回目の指定期間中である。

指定期間の状況（1回目）

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
3年		16	4					2	22
4年							6		6
5年	3	1	2	2	7	14	6	5	40
7年		1							1
10年		2							2
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

指定期間の状況（2回目）

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
3年			2						2
5年		16	1			11		1	29
10年	1								1
総計	1	16	3			11		1	32

(注) 39 施設は1回目の指定期間中である。

(1)-ウ 施設の築後経過年数の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
10年以内	1	3	1	1		3	2		11
15年以内	1	5			3	5	6	3	23
20年以内		10			1	3	2	1	17
25年以内	1	1	1		3	3	2	1	12
30年以内				1					1
30年超		1	2						3
総計	3	20	4	2	7	14	12	5	67

(注) 施設自体の保存目的もある大平宿原体験施設、山本都市農村交流施設、旧小笠原家書院・小笠原資料館、北田遺跡公園の4施設は除く。

2 協定書について

(1)-ア 経費負担の範囲について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
明文規定有	3	10	6		6	14	12	3	54
明文規定無		10		2	1			4	17
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

修繕の範囲について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
明文規定(金額明示)		12							12
明文規定	3	4	2	2		13	6	3	33
了解事項						1			1
協議対応		4	4		7		6	4	25
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(注) 明文規定(金額明示)は、市が修繕を行う場合の基準となる金額と修繕対象について協定書等の文書により明確になっているもの。明文規定は、修繕対象について文書により明確になっているもの。了解事項は、金額又は修繕対象についての基準はあるが文書の取り交わしを行っていないもの。協議対応は、修繕が必要になったときに協議し決定するとしているもの及び修繕に関する規定がないものである。

(1)-イ 従事者の職、職務の内容及び人数について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
規定有	3	1	6	2		11	12	2	37
規定無		7			7	3		5	22
他法令規定		12							12
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(注) 他法令規定は、他の法令等により基準が定められているが、協定書には規定していないものである。

(1)-ウ 備品の内訳及び数量について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
規定有			3	2		11		2	18
規定無	1	19	1		7			5	33
対象備品無	2	1	2			3	12		20
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(注) 対象備品無は、施設に設置者所有の備品がなく規定の必要がないものである。

(1)-エ 個人情報保護について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
規定有	3	18	4	2	7	14	6	7	61
規定無		2	2				6		10
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(2) 第三者損害賠償について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
規定有(求償権有)		1	4		7	14		1	27
規定有(損害賠償)		17		2				5	24
規定無	3	2	2				12	1	20
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

(注) 規定有(求償権有)は、指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合について、指定管理者の損害賠償義務のほか、国家賠償法の規定により市が損害を受けた第三者に対して賠償をした場合の指定管理者に対する求償権について規定しているもの。規定有(損害賠償)は、指定管理者の損害賠償義務についてのみ規定しているもの。規定無は、第三者に対する損害賠償義務の規定がないものである。

損害保険加入について規定の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
規定有		17		2				3	22
規定無	3	3	6		7	14	12	4	49
総計	3	20	6	2	7	14	12	7	71

3 事業報告について

(注) 平成 22 年 4 月から新たに 6 施設が指定管理者制度を導入したが、事業年度が終了していないため、事業報告の対象施設の総計は 65 施設である。

(1) 事業報告書の提出状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
期限内提出	3	15	4		6	11	12	1	52
期限経過後提出		3						3	6
未提出		2	1		1	3			7
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(2)-ア 管理の実施状況及び利用状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
記載有	3	18	4			9	12	3	49
記載無					6	2		1	9
未提出		2	1		1	3			7
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(2)-イ 料金の収入実績及び経費の収支状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
記載有	3	18	4		6	9	12	4	56
記載無						2			2
未提出		2	1		1	3			7
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(2)-ウ 施設等の管理の状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
記載有	3	6	3			2	12	2	28
記載無		12	1		6	9		2	30
未提出		2	1		1	3			7
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(2)-エ 個人情報の保管の状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
記載有	3		1				12		16
記載無		18	3		6	11		4	42
未提出		2	1		1	3			7
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

4 評価と公表について

(注) 平成 22 年 4 月から新たに 6 施設が指定管理者制度を導入したが、事業年度が終了していないため、評価と公表の対象施設の総計は 65 施設である。

(1) 評価の実施の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
実施済	3	13	4			14	12	4	50
実施未済		7	1		7				15
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(2) 公表の実施及び公表の方法の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
公表	1	2				13			16
公告						13			13
ウェブサイト	1	2							3
公表未済	2	11	4			1	12	4	34
評価実施未済		7	1		7				15
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

(3) 評価表の利用状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
数値による記載	3	3	2				12	3	23
抽象的表現		10	2			14		1	27
評価実施未済		7	1		7				15
総計	3	20	5		7	14	12	4	65

評価表の収支の状況について記載の状況

区分	総務部	保健 福祉部	産業 経済部	建設部	上村 自振セ	南信濃 自振セ	危機 管理室	教育 委員会	総計
数値による記載	3	1	2				12	3	21
抽象的表現		12	2			14		1	29
評価実施未済		7	1		7				15
総計	3	20	5		7	14	12	4	65